国会事項

衆議院

議案送付

五月十三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
保険業法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出法務省幹部職員による不祥事に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出日中間の戦後補償訴訟に関連した中国政府による強制執行に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出ＴＰＰ交渉を巡る各種報道を誤報とした内閣審議官の記者会見等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小池政就提出統合失調症治療薬ゼプリオン水懸筋注に関する質問に対する答弁書
衆議院議員柿沢未途提出年金制度の財政検証と所得代替率に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員柚木道義提出経済財政諮問会議における社会保障給付の適正化・効率化をめぐる議論に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出日豪ＥＰＡに関する再質問に対する答弁書
衆議院議員小池政就提出中華人民共和国における日本企業の供託金支払いに関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美提出内閣法制局作成の「憲法関係答弁例集」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美提出集団的自衛権の解釈に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美提出「砂川判決」と自衛隊の合憲性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美提出「砂川判決」と集団的自衛権に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美提出日米首脳会談と日米共同声明に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出いわゆる袴田事件に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する第一次・第二次安倍内閣の認識等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解を問う質問主意書に対する同内閣の回答ぶりに関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

五月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十一号
平成二十六年五月十四日（水曜日）
午前十時開議
第一　独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）
保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

議案受領（予備審査）

五月十三日衆議院から次の議案が送付された。

行政不服審査法案（原口一博外四名提出）（衆第二〇号）

答弁書受領

五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生提出北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問に対する答弁書（第八四号）
参議院議員藤末健三提出防衛装備移転三原則に関する質問に対する答弁書（第八五号）
参議院議員藤末健三提出国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問に対する答弁書（第八六号）
参議院議員福島みずほ提出川内原子力発電所の火山影響評価に関する質問に対する答弁書（第八七号）
参議院議員福島みずほ提出集団的自衛権並びに安保法制懇に関する質問に対する答弁書（第八八号）
参議院議員福島みずほ提出原子力発電所の耐震安全性に関する質問に対する答弁書（第八九号）
参議院議員福島みずほ提出原子力発電所の安全審査に関する質問に対する答弁書（第九〇号）
参議院議員福島みずほ提出犬猫殺処分に関する質問に対する答弁書（第九一号）
参議院議員福島みずほ提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に関する質問に対する答弁書（第九二号）

報告書提出

五月十三日委員長から次の報告書を提出した。

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）審査報告書
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）審査報告書
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）審査報告書

人事異動

外務省

（ブルネイ国駐箚）特命全権大使　菅沼　健一

ブルネイ国駐箚を免ずる

臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（第三回国連防災世界会議担当）（五月十三日）

財務省

（国際局次長）財務事務官　梶川　幹夫

国際局長事務代理を免ずる（五月九日）

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の七の規定により次の登録海技免許講習実施機関より登録海技免許講習事務の全部又は一部を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　宇城市立九州海技学院
(二)　登録番号　第六号
(三)　廃止する登録海技免許講習の種類　全部
(四)　廃止年月日　平成二十六年三月三十一日
二(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　秋田県立男鹿海洋高等学校
(二)　登録番号　第五十五号
(三)　廃止する登録海技免許講習の種類　上級機関英語講習
(四)　廃止年月日　平成二十六年三月三十一日